

自己資本の充実の状況（自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示）

事業年度の開示事項

■ (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	23,630	24,383
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,540	2,440
うち、利益剰余金の額	21,172	22,014
うち、外部流出予定額 (△)	50	48
うち、上記以外に該当するものの額	△ 32	△ 23
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,815	696
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,815	696
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	26,446	25,080
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	68	63
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	68	63
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	129	159
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	198	222
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	26,247	24,857
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	246,438	206,942
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	9,622	8,231
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	256,061	215,173
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.25 %	11.55 %

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■ (2) 自己資本の充実度に関する事項 (単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	246,438	9,857	206,942	8,277
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	238,535	9,541	199,192	7,967
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	594	23	524	20
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	35,081	1,403	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	26,045	1,041
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	920	36
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け	67,236	2,689	42,982	1,719
中小企業等向け及び個人向け	38,550	1,542	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	24,081	963
トランザクター向け	-	-	1,567	62
抵当権付住宅ローン	5,501	220	-	-
不動産取得等事業向け	41,450	1,658	-	-
不動産関連向け	-	-	83,567	3,342
自己居住用不動産等向け	-	-	9,450	378
貸用不動産向け	-	-	65,224	2,608
事業用不動産関連向け	-	-	7,162	286
その他不動産関連向け	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	1,730	69
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-
三月以上延滞等	5,017	200	-	-
延滞等向け	-	-	5,506	220
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	629	25
取立未済手形	36	1	21	0
信用保証協会等による保証付	1,612	64	1,664	66
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	-	-
出資等	672	26	-	-
出資等のエクスポージャー	672	26	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
株式等	-	-	395	15
上記以外	42,781	1,711	13,774	550
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のもに係るエクスポージャー	344	13	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,624	104	3,695	147
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	2,350	94
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	39,811	1,592	-	-
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
短期STC要件適用分	-	-	-	-
不良債権証券化適用分	-	-	-	-
STC不良債権証券化適用対象外	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-

③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,875	315	7,722	308
ルック・スルー方式	7,875	315	7,722	308
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④未決済取引	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	27	1	27	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
□. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	9,622	384	8,231	329
B I	-	-	5,487	-
B I C	-	-	658	-
Ⅷ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+□)	256,061	10,242	215,173	8,606

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金庫再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。
 6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。
 8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分子の額)×4%

【自己資本調達手段・自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

当金庫の自己資本は、会員の皆さまを出資者とする普通出資金と、毎年の利益から積み立てている内部留保(積立金など)と、一般貸倒引当金等から構成されています。

2025年3月期における当金庫の自己資本額は248億円、自己資本比率は11.55%で、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

今後とも、より多くのお客さまにお取引引きいただきますとともに、単年度および中期的な収支計画に基づく業務運営により、適正な期間収益をあげ、内部留保することで、自己資本の充実を図ってまいります。

用語解説 (1)

《リスク・アセット》

リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。

《証券化エクスポージャー》

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産のことです。

《オペレーショナル・リスク》

金庫の業務上において不適切な処理等(事務リスク、システムリスク、風評リスク等)で生じる事象により損失を被るリスクのことをいいます。

《TLAC》

「Total Loss-Absorbing Capacity」の略で、「総損失吸収力」のことです。日米欧などの金融当局で構成する金融安定理事会(FSB)が制定した新たな資本規制の基準です。

■ (3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上 延滞 エク スポ ージャー	延滞 エク スポ ージャー
		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		その他					
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
国 内	652,515	632,800	376,942	401,148	84,778	86,560	-	-	190,795	145,090	4,869	12,313	
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地 域 別 合 計	652,515	632,800	376,942	401,148	84,778	86,560	-	-	190,795	145,090	4,869	12,313	
製 造 業	10,397	10,270	5,397	4,970	4,999	5,299	-	-	-	-	73	594	
農 業、林 業	2,426	2,491	2,426	2,491	-	-	-	-	-	-	2,345	2,344	
漁 業	195	173	195	173	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉱 業、採石業、 採 取 業	53	59	53	59	-	-	-	-	-	-	-	2	
建 設 業	29,047	28,970	27,947	27,870	1,100	1,100	-	-	-	-	421	2,273	
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	10,010	9,407	-	0	9,609	9,307	-	-	400	99	-	-	
情 報 通 信 業	1,038	1,580	27,947	519	300	600	-	-	186	461	-	6	
運 輸 業、郵 便 業	6,274	5,724	3,544	3,007	2,579	2,545	-	-	150	170	6	605	
卸 売 業、小 売 業	14,832	15,344	14,432	14,744	400	600	-	-	-	-	136	979	
金 融 業、保 険 業	185,182	146,493	12,448	15,018	4,545	6,545	-	-	168,188	124,929	15	-	
不 動 産 業	110,451	116,125	105,379	111,250	5,040	4,842	-	-	32	32	556	1,115	
物 品 賃 貸 業	926	1,021	926	1,021	-	-	-	-	-	-	-	45	
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	599	392	599	392	-	-	-	-	-	-	246	65	
宿 泊 業	2,254	1,719	2,254	1,719	-	-	-	-	-	-	6	26	
飲 食 業	5,328	5,004	5,328	5,004	-	-	-	-	-	-	90	549	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	2,108	2,563	2,108	2,563	-	-	-	-	0	0	8	275	
教 育、学 習 支 援 業	1,593	1,606	1,593	1,606	-	-	-	-	-	-	47	112	
医 療、福 祉	5,175	5,459	5,175	5,459	-	-	-	-	-	-	274	587	
そ の 他 の サ ー ビ ス	16,527	15,980	16,524	15,976	-	-	-	-	3	3	178	1,562	
国・地 方 公 共 団 体 等	177,186	202,813	116,379	142,496	55,790	55,306	-	-	5,016	5,009	-	-	
個 人	52,530	44,776	52,530	44,776	-	-	-	-	-	-	462	1,166	
そ の 他	18,377	14,821	1,149	26	411	411	-	-	16,816	14,383	-	-	
業 種 別 合 計	652,515	632,800	376,942	401,148	84,778	86,560	-	-	190,795	145,090	4,869	12,313	
1 年 以 下	157,723	126,838	48,745	43,280	486	1,399	-	-	108,491	82,158	-	-	
1 年 超 3 年 以 下	126,282	92,568	59,543	40,210	9,936	13,441	-	-	56,802	38,916	-	-	
3 年 超 5 年 以 下	68,783	48,977	62,370	40,294	6,311	7,346	-	-	102	1,336	-	-	
5 年 超 7 年 以 下	47,049	43,951	42,222	37,542	4,827	6,408	-	-	-	80	-	-	
7 年 超 10 年 以 下	59,268	75,560	46,319	61,394	12,872	14,085	-	-	76	-	-	-	
10 年 超	138,132	221,468	87,788	177,589	50,344	43,879	-	-	-	-	-	-	
期 間 の 定 め の な い も の	55,275	23,434	29,952	835	-	-	-	-	25,322	22,598	-	-	
残 存 期 間 別 合 計	652,515	632,800	376,942	401,148	84,778	86,560	-	-	190,795	145,090	-	-	

(注) 1. オフ・バランス取引には、デリバティブ取引は含まれておりません。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことで、

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことで、

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、妻付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーのことで、

5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

① 【リスク管理の方針及び手続きの概要】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、信用リスク管理方針に基づき「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスクに関する基本認識及び管理体制等を明確にし、また、融資事務取扱規程には与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を定め、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底に取り組んでおります。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しておりますが、SDBの活用等による信用リスクの計量化に向けた体制整備を進めております。また、与信ポートフォリオ管理として同一業種・同一取引先等に対する与信集中の回避にも注力し、特に大口与信先については中間管理の徹底を図っております。

信用リスクの管理状況につきましては、定期的にリスク管理委員会にて協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

② 【リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者】

信用格付業者は以下の5社を採用しております。なお、エクスポージャーの種類毎に信用格付業者の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・ジャパン株式会社
- ムーディーズSFジャパン株式会社
- S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社

用語解説
(2)

《デリバティブ取引》

有価証券や通貨等の金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品(先物、先渡し、スワップ、オプション等)

《SDB》

信金中央金庫の「信用金庫の中小企業信用リスクデータベース」の略称です。

《リスク・ウェイト》

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

《信用格付業者》

金融機関がリスクを算出するにあたって用いることができる格付を付与する格付業者のことで、金融商品取引法に基づき、適格性の基準を満たした信用格付業者は、金融庁に登録されます。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※本開示は、41ページを参照願います。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中増減額		2023年度	2024年度
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
製 造 業	54	79	19	24	-	-
農 業、林 業	3	2,184	△ 1	2,206	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	△ 0	0	-	-
建設業	477	616	△ 151	138	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	0	△ 3	0	-	-
運輸業、郵便業	78	86	△ 21	7	-	-
卸売業、小売業	257	274	28	16	-	-
金融業、保険業	5	-	5	△ 5	-	-
不動産業	24	10	△ 18	△ 14	-	-
物品賃貸業	0	0	0	0	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	9	8	△ 0	△ 0	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	198	193	△ 5	△ 4	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	3	8	△ 5	4	-	-
教育、学習支援業	29	27	1	△ 2	-	-
医療、福祉	324	325	231	0	-	-
その他のサービス	406	338	△ 33	△ 67	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	365	310	△ 12	△ 54	6	4
合 計	2,239	4,466	31	2,226	6	4

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	5,527	-	5,527	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	43,660	-	43,660	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	159,456	0	159,456	-	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	5,843	-	5,843	-	524	9%
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	136,055	-	136,055	-	26,045	19%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,503	-	4,503	-	920	20%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	64,155	6,879	61,962	2,470	42,982	67%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	36,288	48,109	33,915	4,528	24,081	63%
トランザクター向け	-	39,828	-	3,618	1,567	43%
不動産関連向け	122,863	303	121,766	303	83,567	68%
自己居住用不動産等向け	23,069	-	22,841	-	9,450	41%
賃貸用不動産向け	90,839	291	90,123	291	65,224	72%
事業用不動産関連向け	7,790	12	7,647	12	7,162	94%
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	1,164	-	1,153	-	1,730	150%
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	4,128	685	4,098	176	5,506	129%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	772	-	772	-	629	82%
取立未済手形	106	-	106	-	21	20%
信用保証協会等による保証付	29,548	209	29,548	20	1,664	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	395	-	395	-	395	100%
合 計					185,417	

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	2024年度																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
現金	5,527	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	43,660	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	159,456	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	600	5,243	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,003	3,700	-	122,481	-	3,779	-	-	-	-	-	-	-	90	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	4,303	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	13,106	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,100	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,618	-	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,618	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	4,292	1,745	17,231	-	5,347	-	2,359	428	14,278	2,291	367	8,263	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	4,292	1,745	4,056	-	-	-	2,359	-	-	2,291	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	13,174	-	5,347	-	-	428	14,278	-	367	8,263	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産向けを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	538	-	-	-	-
自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	106	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	12,924	16,644	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	228,172	25,589	-	139,986	1,745	21,010	-	5,347	-	2,359	428	17,897	15,020	367	8,263	-	-

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	2024年度															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,527
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43,660
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	159,456
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,843
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	136,055
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,503
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	30,717	-	-	8,508	-	-	-	-	-	-	-	-	64,432
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	29,607	-	-	-	-	5,218	-	-	-	-	-	-	-	-	38,444
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,618
不動産関連向け	10,974	11,678	-	-	1,968	-	36,585	2,029	43	-	2,185	-	-	-	-	122,070
自己居住用不動産等向け	8,075	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,841
賃貸用不動産向け	-	11,657	-	-	-	-	36,585	-	-	-	311	-	-	-	-	90,414
事業用不動産関連向け	2,898	-	-	-	1,968	-	-	2,029	43	-	720	-	-	-	-	7,660
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,153	-	-	-	-	1,153
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産向けを除く)	-	-	-	-	-	607	-	-	-	-	3,129	-	-	-	-	4,275
自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	772	-	-	-	-	-	-	-	-	-	772
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29,569
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	395	-	-	395
合計	10,974	41,285	-	30,717	1,968	-	15,106	36,585	2,029	43	-	5,314	395	-	-	610,609

(注)最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	190,572
10%	-	41,619
20%	200	174,593
35%	1,533	15,105
50%	14,509	1,118
75%	9,025	49,985
100%	303	150,682
150%	1	3,264
250%	-	-
1,250%	-	-
その他	-	-
合 計	652,515	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	2024年度		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前			
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	432,497	3,810	13%	432,558
40%~70%	50,162	37,684	10%	53,322
75%	36,603	7,243	14%	35,284
80%	-	-	-	-
85%	29,534	4,817	46%	30,245
90%~100%	15,508	2,233	13%	14,878
105%~130%	38,821	51	100%	38,658
150%	5,279	348	10%	5,266
250%	395	-	-	395
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	608,802	56,188	14%	610,609

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

■ (4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,114	1,958	10,928	11,655	-	-	-	-
① ソ ブ リ ン 向 け	-	0	-	-	-	-	-	-
② 法 人 等 向 け	1,089	652	-	471	-	-	-	-
③ 中小企業等向け及び個人向け	671	-	9,055	-	-	-	-	-
④ 中堅中小企業等向け及び個人向け	-	1,087	-	6,236	-	-	-	-
⑤ 抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	-	-	1,568	-	-	-	-	-
⑥ 不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	96	-	-	-	-	-	-	-
⑦ 不 動 産 関 連 向 け	-	54	-	2,700	-	-	-	-
⑧ 三 月 以 上 延 滞 等	-	-	3	-	-	-	-	-
⑨ 延 滞 等 向 け	-	18	-	229	-	-	-	-
⑩ そ の 他	258	144	301	2,017	-	-	-	-

- (注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
 2. 「貸出金と自金庫預金の相殺」により信用リスクを削減した額は含めておりません。
 3. 「ソブリン向け」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会等のことです。

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

当金庫では、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から与信審査を行っており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けと認識し、担保・保証に過度に依存しない与信審査の取組みに徹しております。

なお、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い、及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、この場合においても当金庫が定める「信用金庫取引約定書」等により適切に取り扱っております。

信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構は政府関係機関保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定しております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

用語解説
(3)

《信用リスク削減手法》

金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。ただし、パーゼル皿におけるリスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金・自金庫預金・国債等)、同保証(国・地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。

《クレジット・デリバティブ》

社債や貸付債権の信用リスクを定量化し、スワップやオプションの形にした金融商品のことです。

■ (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は該当ございません。

■ (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は該当ございません。

■ (7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,610	1,610	952	952
非 上 場 株 式 等	2,766	2,764	2,770	2,768
合 計	4,377	4,375	3,723	3,721

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上場株式等には、「上場株式」、「株式関連投資信託」、「上場優先出資証券」が含まれております。

3. 非上場株式等には、「時価のない株式」、「その他資産勘定等に出資として計上されている非上場の出資」が含まれており、貸借対照表計上額は取得原価で表示しております。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売 却 益	-	199
売 却 損	-	-
償 却	-	-

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	407	150

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	△ 2	△ 2

【出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続きの概要について】

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、その他資産勘定に計上している出資、上場優先出資証券、株式関連投資信託が該当します。

このうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠の遵守状況を、定期的にリスク管理委員会及び常勤理事会等へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、有価証券に係る投資方針及び余資運用基準の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「市場リスク管理規程」や「余資運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式及びその他資産勘定に計上している出資に関しては、個別取引毎に信用リスク、流動性リスクを勘案のうえ方針を決定しており、適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■ (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	17,853	17,531
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	－	－

(注) 1.ルックスルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げる方式であります。
 2.マンドート方式とは、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式であります。
 3.蓋然性方式とは、ファンドの組入資産の加重平均リスク・ウェイトが250%又は400%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合に、250%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。
 4.フォールバック方式とは、ファンド向け出資のエクスポージャーに対してリスク・ウェイト1250%を適用する方式であります。

■ (9) オペレーショナル・リスクに関する事項

①【リスク管理の方針及び手続きの概要】

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであります。

当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク(法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク)の各リスクを含む幅広いリスクと捉え、「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を踏まえ、組織体制や管理方法に関する規程をそれぞれのリスクについて定め、リスクを認識し評価するとともに、リスク顕在化の未然防止、及び発生時の影響度の極小化に努めております。

事務リスクについては、「事務取扱要領」を整備し、これに基づく事務を励行することはもちろん、事務指導や研修体制の強化や牽制機能としての事務検証等にも取り組み、事務水準の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、システム監査等の実施により安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについても、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには金融商品販売における説明態勢の整備など、顧客保護の観点に基づいた管理態勢の整備に努めております。

なお、これらのオペレーショナル・リスクに関しては、リスク管理委員会において定期的に協議・検討が行われるとともに、必要に応じて理事会・常勤理事会に報告されております。

②【オペレーショナル・リスク相当額の計測手法】

標準的計測手法

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額} = \text{BIC(事業規模要素)} \times \text{ILM(内部損失乗数)}$$

※BIC(事業規模要素) = BI(事業規模指標) × 12% (BIが千億円以下の場合12%)

③【BIの算出方法】

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{金利要素(預金業務等の規模部分)} \\ + \\ \text{役務要素(役務取引等の規模部分)} \\ + \\ \text{金融商品要素(金融商品取引の規模部分)} \end{array} \right\} \text{直近3年間の平均値}$$

④【ILMの算出方法】

当金庫は、BI(事業規模指標)が千億円以下であり、ILM(内部損失乗数)に「1」を用いております。

用語解説 (4)

《信用リスク・アセットのみなし計算》

ファンド向け与信等の信用リスク・アセット算出に用いる手法。ファンド等の裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を対象エクスポージャーの信用リスク・アセットとする手法や、裏付資産の構成を元に定まるリスク・ウェイトを対象エクスポージャーに適用する方法等をいいます。

《事務リスク》

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正等を起こすことにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

《システムリスク》

コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピュータシステムが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。

《法務リスク》

金庫経営、金庫取引等に係る法令・金庫内規程等に違反する行為並びにそのおそれのある行為が発生することで、当金庫の信用が失墜し損失を被るリスクをいいます。

《人的リスク》

金庫経営における人事運営上の不公平・不公正やセクシャルハラスメント等の差別的な行為が発生することで、当金庫の信用が失墜し損失を被るリスクをいいます。

《有形資産リスク》

地震・台風・落雷等自然災害の発生や、強盗事件・火災等の発現によって、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

《風評リスク》

当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力、規模、成長性、利便性など当金庫の風評を形成する内容が劣化し、お客さまからみて当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより、当金庫の風評が低下するリスクをいいます。

(10) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		2024年度末	2023年度末	2024年度末	2023年度末
1	上方パラレルシフト	13,535	14,055	526	424
2	下方パラレルシフト	0	0	△ 526	△ 424
3	ステイプ化	10,746	11,409		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	13,535	14,055	526	424
		ホ		へ	
		2024年度末		2023年度末	
8	自己資本の額	24,857		26,247	

① 【リスク管理の方針及び手続きの概要について】

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、「統合的リスク管理規程」に基づき、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に計測し、リスク管理委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

② 【内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要について】

金利リスクの算定については、以下の前提に基づいて算定・管理しております。

i. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項	
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.27年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	4.50年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	コア預金については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、考慮しておりません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	△EVEの集計にあたり、通貨間の相関等を考慮せず、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。 △NIIの集計にあたり、資産または負債に占める割合が5%未満等の通貨については、計測対象外としております。
スプレッドに関する前提	信用スプレッドは考慮しておりません。
内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは、使用しておりません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	2024年度末の△EVEは、上方パラレルシフトにおいて最大となり、前年度末比で減少しております。また、2024年度末の△NIIは、上方パラレルシフトにおいて最大となり、前年度末比で増加しております。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	2024年度末の重要性テスト(金利リスク(△EVEの最大値)/自己資本の額)は、監督上の基準値である20%を超えておりますが、重要性テストのほか、自己資本の充実度の評価やストレステストなどを実施することにより、当金庫全体の金利リスクの影響を定期的に管理しております。
ii. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項	
金利ショックに関する説明	・自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去のストレス事象発生や、イールドカーブの形状変化による金利変動幅を参考に、当金庫全体の金利リスクの影響を定期的に管理しております。
金利リスク計測の前提及びその意味	・内部管理上、保有有価証券の金利リスクについて、分散共分散法によるVaR(保有期間:3ヵ月、観測期間:5年、信頼水準:99%)を計測しており、リスク量がリスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しており、月次でリスク管理委員会に報告しております。

用語解説(5)

《IRRBB》

Interest Rate Risk in the Banking Book

銀行勘定の金利リスク。市場リスクのうち、すべての金利感応資産・負債に係る金利リスクをいいます。

《△EVE》

IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

《コア預金》

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をいいます。

《△NII》

IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。